

海老名市教育委員会

(令和6年 3月 定例会議事日程)

日時 令和6年3月5日(火)

午後3時30分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

【報告事項】

日程第1 報告第4号 工事請負契約の締結に関する意見の申出について

【審議事項】

日程第2 議案第8号 海老名市通級指導教室設置運営要綱の一部改正について

【審議事項(非公開予定)】

日程第3 議案第9号 令和6年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

日程第4 議案第10号 県費負担教職員の人事異動について



海老名市教育委員会

令和5年度

3月定例会



【教育長報告】

1 主な事業報告

- 2月 9日 (金) 教育委員会2月定例会
教育課題研究会
議員全員協議会
- 11日 (日) かながわり・古典プロジェクト in 海老名
- 13日 (火) よりよい授業づくり学校訪問 (上星小)
- 15日 (木) えびなっこしあわせプラン推進委員会
食の創造館別館市長・副市長内覧
- 16日 (金) 平塚信用金庫図書寄贈式
臨時校長会議
中3へのスマホスタンド寄贈業者との面談
- 17日 (土) PTA活動研究集会
- 19日 (月) 新たな部活動の在り方検討委員会
- 20日 (火) 初任者研修終了時研修会
- 21日 (水) 校長連絡会
海老名市児童絵画コンクール実行委員会
- 22日 (木) 市長定例記者会見
- 23日 (金) 学校給食説明会
- 24日 (土) ひきこもりの理解と支援講演会
- 25日 (日) 肢体不自由児者と父母の会51周年記念式典
- 26日 (月) 海老名市議会第1回定例会本会議 (開会)
学校ICT活用推進委員会



27日(火) 初任者研修拠点校指導員連絡会
コカ・コーラさわやかコンサート寄付贈呈式
授業改善実践推進委員会
代表質疑部内ヒアリング

28日(水) 代表質疑市長ヒアリング
臨時最高経営会議
学校用務員会議
青少年健全育成連絡協議会
部活動指導員講習会



29日(木) 中学校教科研究会
特学親の会
初任者授業参観(杉久保小)
あそびっ子フラッグフットボール教室
架け橋プログラム推進協議会



3月 1日(金) 海老名市議会第1回定例会本会議(代表質疑)
3月校長会議
県立高等学校卒業式(教育委員出席)
一般質問部内割り振り

2日(土) 単P会長会

4日(月) 朝のあいさつ運動(社家小)
臨時最高経営会議

一般質問部内ヒアリング

5日(火) 教育委員会3月定例会
教育課題研究会





2 「フルインクルーシブ教育」について

このことについては、2月8日に発表された神奈川県令和6年度予算案の発表を受けて、神奈川新聞に「フルインクルーシブ教育、県、海老名市実現へ連携」と掲載され、全国的にも珍しい取組として、注目されているところです。

海老名市としては、すでに、今年度4月に策定した海老名市教育大綱の教育施策の5つの柱のひとつに「包摂性の高い教育的・社会的支援の推進」を掲げ、インクルーシブ教育の推進を具体的な施策として示しているところです。

私は、有馬小学校に、8年間、担任として勤務していましたが、その最後の3年間、担任する学級に、特性により支援の必要なこどもがいて、海老名市はじめての補助指導員が週に2、3日、配置されていました。

当時の牛村校長が、担任は、一年ごとという約束でしたが、ありがたいことに3年間、担任をさせていただきました。

ふり返って、私が、しっかり勉強して、そのこどもの特性に応じた支援ができればよかったと、そのこどもと保護者に申し訳なく思うところですが、学級のこどもたちが、そのこどもとともに、そのこどもを支えながら生活していました。

そのことの価値は、大きかったと感じるところです。

そして、私は、すべてのこどもを自分の学級で受け入れ、ともに学校生活を送ることが、あたり前かなあと感じていました。

その後、市教委で指導主事として勤務することになり、海老名小学校に肢体不自由児学級を新たに設置するタイミングで、障がい児教育の担当指導主事になりました。その設置は、養護学校以外では、県内で相模原市について、県内2番目の取組でした。

それに合わせて、介助員、看護介助員の配置も進めました。また、政令市以外で県内初の情緒の通級教室も開設しました。

この職に就いてからは、障がい児教育から特別支援教育、支援教育と名称を変更しました。特別指導学級から特別支援学級、支援学級も同様で、就学指導委員会も就学支援委員会、教育支援委員会としました。

県でも、養護学校は特別支援学校と変更になっているところです。

特別なことではなく、指導ではなく支援であるという流れが、進んでいるところです。

そのようなことから、私の中では、「インクルーシブ教育」「フルインクルーシブ教育」の取組は、当然のことだと受けとめるところです。

ご承知のように、日本は、文部科学省は、令和4年8月に、国連の障がい者権利委員会による「障がい者権利条約」に係る対日審査を受けました。その中で、「インクルーシブ教育」への勧告を受けたところです。

その内容としては、これまでの日本の障がい児教育としての「分離教育を廃止すること」ということですが、まずは、その方向をめざしながら、今やれることから取り組んでいくことが所見として示されているところです。

日本の障がい児教育は、これまで、ひとりひとりの教育的ニーズに対応するため、自立のための能力や技能を身につけるために、そのための教育効果を高めるために、教育の場を分けて進められてきました。

また、その教育制度は、長年積み重ねてきたもので、ある意味、その実績も認められるところです。

しかしながら、世界的には、日本の教育制度が特別であり、インクルーシブ教育が行われることが、世界標準なのです。

つぎの国連による「障がい者権利条約」に係る対日審査は、令和10年になります。その時点で「インクルーシブ教育」への勧告が、どのように改善されているのか、この先を懸念するところです。

このような状況の中で、海老名市は、今年30日に神奈川県と「フルインクルーシブ教育」の推進に向けた協定を交わし、令和6年度から、その取組をはじめます。

まずは、前述のように、私の中では、あたり前のこと、当然のことなのですが、その方向性の共通理解のために、保護者、教職員、市民との話し合いを重ねたいと考えているところです。

また、障がいや特性への支援を要するこどもだけでなく、不登校や外国にルーツのあるこども、医療的・福祉的な支援の必要なこどもなども含めて「フルインクルーシブ教育」に取り組みたいものです。

事業を進めるためには、俗に言う「ひと・もの・金」が必要なところですが、その点については、県教委と協議することとし、今やれることから取組を進めたいと考えているところです。

そして、今後、「フルインクルーシブ教育」の取組については、海老名市の教育として、教育委員のみなさんとともに進めていきますので、よろしくお願ひします。

以上です。

※別添 教職員への便り

令和5年度「いがすたいがすた」 第11号





いがすた いがすた

教育長だより 第 11号

2024.2.29 伊藤 文康

2月29日、4年に一度のオマケの一日です。

そして、今日で2月が終わります。みなさん、お疲れさまでした。

季節の行ったり来たりが、例年になく際立つ2月でした。

みなさん、体調はいかがでしょう。

いくつかの学校でインフルエンザ等の学級閉鎖が続いているところです。

ひとりひとり、体調管理には充分にご留意ください。

そして、いよいよ、明日から3月、令和5年度の最後の月、一年のまとめの月となります。

卒業式、修了式まで、もうひとガンバリ、目の前のこどもたちともに楽しい時間を過ごしてほしいものです。

一年のまとめの作業は、一年間のこどもたちひとりひとりの、学級の歩みをふり返り、ひとりひとりの成長を、学級としての成長を、そのこども、こどもに確かめさせ、次への意欲につなげるという作業です。

年度末事務が忙しい中ですが、その作業をていねいに進めてほしいと願うところです。そして、私としては、何より、みなさんご自身にとっても、そうであってほしいものです。残りの日々、よろしくお祈りします。

『私も見て』

有馬小学校で6年生の担任をしていたときの事です。学級に、支援の必要なこどもが在籍していて、海老名市で初めての補助指導員の方が週に2日ほど、そのこどもの補助に入っていました。補助指導員の方が入らないときは、私が、そのこどもの支援を行っていましたが、6年生ということもあり、まわりのこどもたちが助けてくれていました。

特に、学級の中に、しっかりした、お姉さんの存在の学級をまとめる力のあるこどもがいて、私は、そのこどもを頼りにしていて、「○○さん、先生ちょっといなくなるから、頼むね。」とよくお願いしていました。

もちろん「ありがとう。」と声をかけてはいたのですが、そのこどもが、卒業間近になって、ひと言ポツンと私に言いました。「私も見て」と。

「ごめんな。」と返しましたが、私には、衝撃的なひと言でした。

私は、支援の必要なこどもばかりに目を注いで、ひとりひとりすべてのこどもに思いを注ぐこと、目を注ぐことができていなかったのです。

みなさんの目の前のこどもたちひとりひとりも、「私も見て」とみなさんを見上げているのかもしれない。私は、今でも、そのひと言が心の中に残っていて、自分の非力を悔やんでいます。参考になればと思います。



報告第4号

工事請負契約の締結に関する意見の申出について

工事請負契約の締結に関する意見の申出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申出したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月5日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

工事請負契約の締結に関する意見の申出を行ったため

工事請負契約の締結に関する意見の申出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行った。

2 教育長の臨時代理

2月28日付けで市長から意見を求められたが、本議案は3月1日の令和6年第1回海老名市議会定例会に上程する予定であり、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し申出を行った。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

工事請負契約の締結について（海老名市立中新田小学校校舎外装改修工事）

4 海老名市長からの意見照会文

別紙のとおり

5 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

6 根拠法令（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

工事請負契約の締結について

(海老名市立中新田小学校校舎外装改修工事)

外装が老朽化している海老名市立中新田小学校について、屋上及び外壁の防水対策を図るとともに、外壁の落下防止対策を図り、安全安心な学校環境を整備するため、工事請負契約を締結したいものです。

1 契約件名

海老名市立中新田小学校校舎外装改修工事

2 選定方法

条件付一般競争入札

3 入札結果

契約相手方	設計金額	契約金額	落札率	参加者数
松浦建設株式会社 代表取締役 松浦 秀敏	242,110,000	176,924,000	73.08%	8者 (うち1者 辞退)

(税込み・単位：円)

4 契約期間

本契約締結日 から 令和7年1月17日 まで

5 入札経過 (第19回入札)

令和6年 1月23日(火) 告示
2月15日(木) 開札
2月20日(火) 落札決定
2月28日(水) 仮契約締結、臨時最高経営会議

6 今後の予定

令和6年第1回海老名市議会定例会に上程、議決後、本契約締結予定。

海文発 第19号
令和6年2月28日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内 野



工事請負契約の締結に関し意見を求めることについて（照会）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別添、工事請負契約の締結に関し、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 北 内線5723

議案第 3 2 号

工事請負契約の締結について（海老名市立中新田小学校校舎外装改修工事）

海老名市立中新田小学校校舎外装改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 海老名市立中新田小学校校舎外装改修工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 一金 1 7 6 , 9 2 4 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 神奈川県小田原市新屋 8 2 番地の 1
松浦建設株式会社
代表取締役 松浦 秀敏

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を締結したいため

参考資料

海老名市立中新田小学校校舎外装改修工事

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和6年2月15日
落札決定日	令和6年2月20日
入札回数	1回
設計金額	242,110,000円(税込み)
予定価格	242,110,000円(税込み)
最低制限価格	159,544,000円(税込み)
落札金額	176,924,000円(税込み)
うち消費税相当額	16,084,000円
落札者	神奈川県小田原市新屋82番地の1 松浦建設株式会社 代表取締役 松浦 秀敏

入札状況

業者名	所在地	入札金額(円)
松浦建設株式会社 代表取締役 松浦 秀敏	神奈川県小田原市 新屋82番地の1	160,840,000 (176,924,000)
株式会社カタヤマ 代表取締役 城所 淳之助	神奈川県大和市 つきみ野二丁目1番地9	164,854,000 (181,339,400)
株式会社NB建設 代表取締役 山菅 正人	神奈川県横浜市神奈川区 栄町5番地1	166,600,000 (183,260,000)
大野土建株式会社 代表取締役 大野 攻	神奈川県相模原市中央区 田名塩田四丁目16番4号	167,300,000 (184,030,000)
株式会社サカクラ 代表取締役 坂倉 徹	神奈川県横浜市磯子区 岡村七丁目35番16号	177,900,000 (195,690,000)
株式会社コラム建設 代表取締役 樺島 進一郎	神奈川県秦野市 鈴張町7番7号	177,990,000 (195,789,000)
株式会社エス・ケイ・ディ 代表取締役 長谷川 辰巳	神奈川県平塚市 四之宮一丁目8番56号	179,000,000 (196,900,000)
小町建設株式会社 代表取締役 小野田 勝宏	神奈川県海老名市 扇町5番10号扇町三幸ビル3階	辞退

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

参考資料

海老名市立中新田小学校校舎外装改修工事概要

- 1 工事件名 海老名市立中新田小学校校舎外装改修工事
- 2 工事場所 海老名市中新田一丁目15番1号
- 3 契約期間 本契約締結日から令和7年1月17日まで
- 4 工事概要
 - (1) 直接仮設工事
 - (2) 外壁改修工事
アスベスト含有仕上塗材除去、劣化部補修、塗装改修ほか
 - (3) 防水改修工事
外壁、屋上、庇、ベランダ、屋外階段等防水改修ほか
 - (4) 塗装改修工事
フェンス、階段手摺、配管、渡り廊下鉄部等塗装ほか
 - (5) 建具改修工事
建具廻り・ガラス止めシーリング打ち替え、一部建具交換ほか
 - (6) その他工事
バルコニー手摺交換、その他上記工事に伴う付帯工事一式

海教総収第4号
令和6年2月28日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市教育委員会



工事請負契約の締結に関する意見の申出について

このことについて、工事請負契約の締結に関し、異論はありません。

事務担当 教育総務課 郷原 内線 84610

議案第8号

海老名市通級指導教室設置運営要綱の一部改正について

別紙のとおり、海老名市通級指導教室設置運営要綱の一部改正について、議決を求めらる。

令和6年3月5日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名小学校に「そだちの教室」を新設することに伴い、海老名市通級指導教室設置運営要綱の一部を改正したいため

海老名市通級指導教室設置運営要綱の一部改正について

1 改正を要する要綱

海老名市通級指導教室設置運営要綱

2 改正理由

市内小中学校に在籍する言語や情緒等に障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度の改善を図り、それを克服する心構えや態度を身につけさせ、充実した生活が営めるよう指導するために通級指導教室を設置しているが、更なる拡充を図るため、令和6年4月1日、海老名市立海老名小学校に「そだちの教室」を新設するため、それに伴う要綱の一部改正を行う。

3 改正内容

- ・海老名市通級指導教室の電話番号を削除
 - ・要綱第2条の2表に「海老名市立海老名小学校そだちの教室」を追加
- ※詳細は別紙改正案及び新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和6年4月1日

新 (改正案)

旧 (現行)

海老名市通級指導教室設置運営要綱

海老名市通級指導教室設置運営要綱

第1条 略

第1条 略

(設置)

(設置)

第2条 海老名市立の小中学校（以下「学校」という。）に在籍する言語や情緒等に障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度の改善を図り、それを克服する心構えや態度を身につけさせ、充実した生活が営めるよう指導するため、通級指導教室を設置する。

第2条 海老名市立の小中学校（以下「学校」という。）に在籍する言語や情緒等に障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度の改善を図り、それを克服する心構えや態度を身につけさせ、充実した生活が営めるよう指導するため、通級指導教室を設置する。

2 通級指導教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

2 通級指導教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	通 称	位 置
海老名市通級指導教室	海老名市立杉久保小学校 ことばの教室	海老名市立杉久保小学校 海老名市杉久保北4-4-1 (削除)
	海老名市立柏ヶ谷小学校 ことばの教室	海老名市立柏ヶ谷小学校 海老名市柏ヶ谷1090 (削除)
	海老名市立中新田小学校 そだちの教室	海老名市立中新田小学校 海老名市中新田1-15-1 (削除)
	海老名市立上星小学校 そだちの教室	海老名市立上星小学校 海老名市上今泉1-23-1 (削除)

名称	通 称	位 置
海老名市通級指導教室	海老名市立杉久保小学校 ことばの教室	海老名市立杉久保小学校 海老名市杉久保1781 <u>046-205-0070</u>
	海老名市立柏ヶ谷小学校 ことばの教室	海老名市立柏ヶ谷小学校 海老名市柏ヶ谷1090 <u>046-205-0071</u>
	海老名市立中新田小学校 そだちの教室	海老名市立中新田小学校 海老名市中新田1-15-1 <u>046-231-1452</u>
	海老名市立上星小学校 そだちの教室	海老名市立上星小学校 海老名市上今泉1-23-1 <u>046-232-3755</u>

	海老名市立海西中学校 じりつの教室	海老名市海西中学校 海老名市さつき町 58 番地 <u>046-231-8103</u>
	海老名市立有馬小学校 ことばの教室	海老名市立有馬小学校 海老名市中河内 1784 <u>046-238-2010</u>
	海老名市立大谷中学校 じりつの教室	海老名市立大谷中学校 海老名市大谷南 2-10-1 <u>046-233-3233</u>
	<u>(追加)</u>	

第3条から第9条 略

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

《平成19年4月1日・制定》

《平成22年10月1日・一部改正》

《平成29年5月1日・一部改正》

	海老名市立海西中学校 じりつの教室	海老名市海西中学校 海老名市さつき町 58 番地 <u>(削除)</u>
	海老名市立有馬小学校 ことばの教室	海老名市立有馬小学校 海老名市中河内 1784 <u>(削除)</u>
	海老名市立大谷中学校 じりつの教室	海老名市立大谷中学校 海老名市大谷南 2-10-1 <u>(削除)</u>
	<u>海老名市立海老名小学校</u> <u>そだちの教室</u>	<u>海老名市立海老名小学校</u> <u>海老名市国分南 3-12-3</u>

第3条から第9条 略

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

《平成19年4月1日・制定》

《平成22年10月1日・一部改正》

《平成29年5月1日・一部改正》

《令和4年4月1日・一部改正》

海老名市通級指導教室設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき、海老名市通級指導教室（以下、「通級指導教室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 海老名市立の小中学校（以下「学校」という。）に在籍する言語や情緒等に障がいのある児童生徒に対し、障がいの程度の改善を図り、それを克服する心構えや態度を身につけさせ、充実した生活が営めるよう指導するため、通級指導教室を設置する。

2 通級指導教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	通称	位置
	海老名市立杉久保小学校 ことばの教室	海老名市立杉久保小学校 海老名市杉久保北4-4-1
	海老名市立柏ヶ谷小学校 ことばの教室	海老名市立柏ヶ谷小学校 海老名市柏ヶ谷1090
	海老名市立中新田小学校 そだちの教室	海老名市立中新田小学校 海老名市中新田1-15-1
	海老名市立上星小学校 そだちの教室	海老名市立上星小学校 海老名市上今泉1-23-1

海 老 名 市 通 級 指 導 教 室	海老名市立海西中学校 じりつの教室	海老名市海西中学校 海老名市さつき町 58 番地
	海老名市立有馬小学校 ことばの教室	海老名市立有馬小学校 海老名市中河内 1 7 8 4
	海老名市立大谷中学校 じりつの教室	海老名市立大谷中学校 海老名市大谷南 2 - 1 0 - 1
	海老名市立海老名小学校 そだちの教室	海老名市立海老名小学校 海老名市国分南 3 - 1 2 - 3

(対象者)

第 3 条 通級教室の指導を受けることができる者は、学校の通常級に在籍する児童生徒で、次の各号のいずれかに該当する児童生徒とする。

- (1) 言語に障がいのあるもの
- (2) 難聴等のきこえに障がいのあるもの
- (3) 情緒等に障がいのあるもの
- (4) コミュニケーション等に困難さのあるもの
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める児童生徒

(通級手続き)

第 4 条 学校に在籍する児童生徒で通級指導教室の指導を希望する保護者は、「通級申請書」(第 1 号様式)を該当する児童生徒が在籍する学校の校長に提出するものとする。

2 校長は前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を校内支援委員会等におい

て協議の上その結果を「通級申請資料」（第2号様式）として作成し、前項の「通級申請書」に添えて、速やかに教育委員会に送付するものとする。

（決定等）

第5条 教育委員会は、前条の「通級申請書」及び「通級申請資料」の送付を受けたときは、通級指導教室担当者（以下「担当者」という。）及び保護者と協議し、入級相談の実施を決定し、通級教室設置学校の校長及びに担当者、保護者並びに該当児童生徒が在籍する学校の校長にその旨を通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の通級相談の結果を受けて、通級指導の要否を決定し、保護者へは「通級承諾書」（第3号様式）を、当該する児童生徒が在籍する学校の校長へは「通級許可書」（第4号様式）を、通級教室設置校の校長へは「通級通知書」（第5号様式）をそれぞれ通知するものとする。

（終了の届出等）

第6条 通級指導学級設置校の校長は通級指導の終了が認められたとき、又は保護者から通級指導の終了の希望があった場合は、「通級指導終了報告書」（第6号様式）を作成し、速やかに教育委員会に送付しなければならない。

（通級指導の終了）

第7条 教育委員会は、前条の「通級指導終了報告書」の送付を受けたときは、通級指導終了の可否を決定し、「通級指導終了書」（第7号様式）を該当児童生徒の在籍学校長に、「通級指導終了のお知らせ」（第8号様式）を該当児童生徒の保護者に通知するものとする。

（通級指導の取消し）

第8条 教育委員会は、通級指導教室の当該児童生徒が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、通級指導を取り消すことができる。

（1） 第3条の規定に該当しなくなったとき。

（2） その他、通級指導を必要としなくなったとき。

(準用)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指導日、休業日等の取扱いについては、海老名市立学校の管理運営に関する規則の規定を準用するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

《平成19年4月1日・制定》

《平成22年10月1日・一部改正》

《平成29年5月1日・一部改正》

《令和4年4月1日・一部改正》

議案第9号

令和6年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

別紙のとおり、令和6年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、議決を求める。

令和6年3月5日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

辞職に伴う後任等として、新たに非常勤特別職を委嘱したいため

議案第10号

県費負担教職員の人事異動について

別紙のとおり、県費負担教職員の人事異動について、議決を求める。

令和6年3月5日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

県費負担教職員の定年退職及び人事異動に伴う後任者を決定し、人事の刷新を図りたいため